

飛行差し止め棄却



判決を受けて「差し止めも認めず」「健康被害一部認める」「爆音、五度目の断罪」「静かな夜戻らぬ」と書かれた紙を広げ、判決を伝える弁護士ら＝23日午前10時8分、沖縄市の那覇地裁沖縄支部前

第3次嘉手納爆音訴訟判決

賠償302億円命令

那覇地裁沖縄支部 過去最高額に

米軍嘉手納飛行場の周辺住民2万2048人が、国を相手に夜間・早朝の米軍機飛行差し止めや騒音被害に

対する過去、将来分の損害賠償を求めた第3次嘉手納爆音訴訟の判決が23日午前、那覇地裁沖縄支部(藤倉徹

也裁判長)で言い渡された。藤倉裁判長は「被告(国)に対してその支配の及ばない第三者の行為の差し止めを請求するものである」として、従来の基地爆音訴訟と同様に「第三者行為論」を採用し、飛行差し止めの請求を棄却した。一方で、騒音が受忍限度を超えていると認定し、損害賠償総額約302億円の支払いを命じた。

損害賠償の総額は県内外の基地爆音訴訟で過去最高で、基準月額も過去最高水準。損害賠償の将来分の請求は却下した。2次訴訟で賠償が認められなかった読谷村座喜味以北の原告への賠償は認めた。一方で、騒音分布図(コンター)外原告の請求は認めなかった。

判決後、新川秀清原告団長は「座喜味以北が認められたのは前進だ。だが一番の願いは差し止めで、それを獲得することで初めて人間としての生活ができる。差し止めが認められるまで今後も闘いを継続せざるを得ない」と述べた。